

陳情第53号	受理年月日	平成26年3月18日
付託委員会	総務財政委員会	
陳情者	小倉北区田町13-20 平和とくらしを守る北九州女性の会 代表者 東 敦子 (署名180筆)	
件名	旧日本軍慰安婦問題に対する国の誠実な対応を求める意見書について	
要旨	<p>旧日本軍によって慰安婦とされた多くの女性たちに対し、日本政府は1993年河野談話によって慰安婦への旧日本軍の関与を認め、歴史研究、歴史教育によってこの事実を次世代に引き継ぐと表明した。アジア女性基金などに取り組んできたが、被害女性自身からは受け入れられるには至っていない。2007年7月には、アメリカ議会下院が旧日本軍が女性を強制的に性奴隷にしたとして、謝罪を求める決議を全会一致で採択したのを初め、オランダ、カナダ、フィリピン、韓国、EUなどにおいても同様の決議がされている。また日本政府は、昨年5月31日、国連の人権条約に基づく拷問禁止委員会より、公人による事実の否定、否定の繰り返しによって、再び被害者に心的外傷を与える意図に反論することを求める勧告を受けるなど、国連自由権規約委員会などの国連機関から、繰り返し慰安婦問題の解決を促す勧告を受けてきている。日本政府がこの問題に誠実に対応し、被害女性に対し名誉と尊厳を回復することは、いまだ日本政府に残された責務と言える。国内においても、地方議会から政府に対し、問題の早期解決を求める意見書が毎年出されている。被害女性たちは既に高齢で訃報が相次ぐなどの状況があり、人道上からも政府による一刻も早い対応が必要である。</p> <p>ついては、国会及び政府に対し、河野談話に基づき、次の事項について誠実な対応と早期解決を求める意見書を提出していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害者出席のもと、国会で公聴会を開くこと。</li> <li>2 政府は公式に謝罪し、被害者の名誉回復と損害賠償を行うこと。</li> </ol>	